

# 導入促進基本計画

## 1 先端設備等の導入の促進の目標

### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

令和2年国勢調査では、令和2年における本町の人口は6,060人、人口比率は幼少年齢人口11.2%、生産年齢人口49.0%、老齢人口39.8%となっており、今後さらに人口減少と高齢化が進行していくことが推計される。

町内事業者数は令和3年時点で204社となっており、産業別就業人口の割合は、第1次産業は13.0%、第2次産業が21.3%、第3次産業が62.5%となっている。町内には温泉旅館が20数軒あることから、宿泊業の割合が比較的多いことが特徴といえる。しかしながら、事業者数は年々減少しており、近年、多くの事業所が人手不足などの課題を抱えている現状にある。

このような中、町は事業者に対する創業や雇用などに関する支援策を講じている。今後は、町内事業所の生産性の抜本的な向上により、人手不足などの諸課題に対応した事業基盤を構築するとともに、魅力ある企業づくりを支援していくことが喫緊の課題である。

### (2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、設備投資が活発な自治体の1つとなり、更に経済発展していくことを目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に15件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

### (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

## 2 先端設備等の種類

中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

## 3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

### (1) 対象地域

本町事業者は町内の全域に点在するため、対象地域を限定しない。

## (2) 対象業種・事業

本町の産業は、農業、製造業、サービス業、卸・小売業、飲食店・宿泊業と多岐にわたっており、多様な業種の事業者の生産性向上を実現するため対象業種・事業は限定しない。

## 4 計画期間

### (1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間（令和7年4月1日～令和9年3月31日）までとする。

### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間のいずれかとする。

## 5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

(1) 人員削減を目的とした取組みを先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

(2) 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。